森林減少ゼロに寄与する
サプライチェーン管理と
持続可能性に配慮した
原料調達の促進

Wood Due Diligence Guidance

木材デューディリジェンス・ガイダンス

実践編
（第一版）

W-BRIDGE
Waseda-Bridgestone Initiative
for Development of Global Environment

第12期
W-BRIDGEプロジェクト

九州大学熱帯農学研究センター

FoE Japan 国際環境 NGO FoE Japan

Wood Due Diligence Guidance

木材デューディリジェンス・ガイダンス（第一版）

実践編

第12期早稲田大学W-BRIDGEプロジェクト

森林減少ゼロに寄与するサプライチェーン管理と持続可能性に配慮した原料調達の促進

九州大学熱帯農学研究センター

国際環境NGO FoE Japan

本ガイダンスの使用にあたって

対外コミュニケーションにおけるルール

本デューディリジェンス・ガイダンス（以下、ガイダンス）に従ってデューディリジェンス（以下、ＤＤ）を実施する事業者は、対外的コミュニケーションの際に誤解を招いたり、実体のない主張を行うことがあってはならない。ＤＤは事業者が事業に伴う評判リスクを含むさまざまなリスクを最小化するために行うものであり、第三者機関が製品や事業者の適格性を証明する認証制度とは性質が異なる。その観点から本ガイダンスのＤＤシステムが、製品あるいは事業者を認証するものであるかのような直接あるいは間接的な表現、例えば「リスク検証済み」、「リスク検証済み木材」、「低リスク木材」、「第三者監査済み木材」といった文言を送り状（インボイス）や包装、製品そのものに表記することを厳格に禁止する。

パンフレットなどに本ガイダンスに準拠してＤＤを実施していると説明することは認められる。この場合もＤＤによってリスクの検証がなされただけであり、「第三者認証済み木材」といった森林認証や第三者検証などと混同する恐れのある文言は用いてはならない。

「無視できるリスク」とは、リスク評価の過程で違法材がサプライチェーンに入ってくるリスクについての評定を説明する際には用いてよいが、製品そのものの主張に用いてはならない。

免責条項

本ガイダンス実践編は、事業者が違法に伐採、輸送、取引された木材・木材製品を調達し、それを用いて生産したり、販売したりすることに伴うリスクを減らすことを目的としている。ＤＤ実施に関する責任は、このガイダンスを使用する事業者である個人または法人にあり、本ガイダンスの執筆者ならびに発行者は、このガイダンスの使用に関する責任を有せず、本ガイダンス使用によって引き起こされた、いかなる損失や損害についても責任を負うものではない。また本ガイダンスの内容は執筆者の個人的見解に基づいてまとめられたものであり、執筆者の所属する組織の公式見解を示すものではない。

クリエイティブコモンズライセンス

本ガイダンス実践編はNEPCon（Nature Economy and People Connected）がクリエイティブコモンズの表示-継承条件の3.0ライセンス（CC BY-SA 3.0）の下で刊行したデューディリジェンス・ガイドライン第三版（Due

Diligence Guidelines Version 3）に基いて本ガイダンスの執筆者が開発したものである。

第 11 期早稲田大学 W-BRIDGE プロジェクト「SDGs 達成に向けた持続可能な木材・木材製品調達（フェアウッド調達）の促進」が日本市場での使用のために原典の改修を行い、初版を策定した。その後、第 12 期プロジェクト「森林減少ゼロに寄与するサプライチェーン管理と持続可能性に配慮した原料調達の促進」において環境 NGO や木材関連企業、木材業界団体によるレビューを経て改訂を行った（第一版）。本ガイダンスの執筆者ならびに発行者は、この改修文書を原典と同一のライセンス（CC BY-SA 3.0）の下で公開する。

《This document and associated due diligence system tools were developed as part of the 11th W-Bridge Project. The document and tools were built on“Due Diligence Guidelines Version 3” developed by NEPCon（Nature Economy and People Connected）under the Creative Commons Attribution Share-Alike 3.0 license（CC BY-SA 3.0）.

The original licensed materials were revised and compiled into the Draft Version as part of the 11th W-Bridge Project to be used in the Japanese market. Afterwards, the 12th W-Bridge Project conducted interviews with NGOs, wood-related companies and industrial associations. The 12th W-Bridge Project revised the Draft Version to create the “First Edition” for publication, which is this document. The 12th W-Bridge Project hereby publishes the revised materials under the same license（CC BY- SA 3.0）as the original.》

デューディリジェンスにおける業務の流れ

本ガイダンスにおける木材デューディリジェンス（ＤＤ）とは、「情報へのアクセス」、「リスク評価」、「リスク緩和措置」という三つのステップで構成される木材・木材製品の違法性や持続可能性に関するリスクを最小化していくプロセスであるが、木材ＤＤに初めて取り組む事業者はそれに先立ちＤＤの実施体制構築が必要である。ここでは体制構築を加えた以下の四つのステップについて実務的指針を述べる（図１参照）。

ステップ０：ＤＤ実施体制の構築
ステップ１：情報へのアクセス
ステップ２：リスク評価
ステップ３：リスク緩和措置

ステップ２までの作業でリスクが無視できるほど低いと判断されれば、ステップ３の緩和措置を行う必要はない。また、ステップ３での措置を行った後もリスクが緩和できていないと考えられる場合には当該製品の調達をやめなければならない。

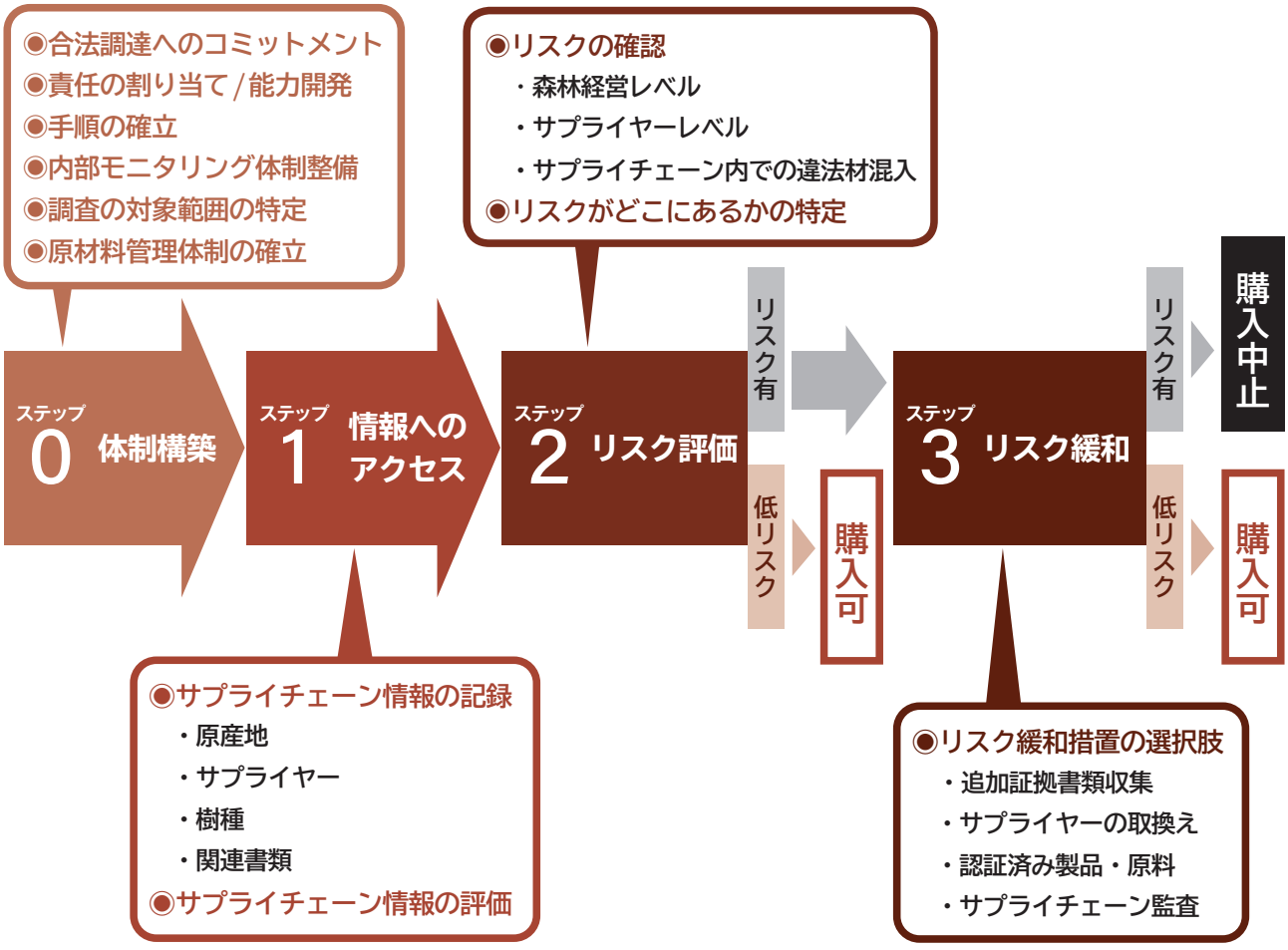

図１　木材デューディリジェンスの流れ

ステップ０ デューディリジェンス実施体制の整備

デューディリジェンス（ＤＤ）は「リスクベース」のアプローチであり、リスクの高さに応じて調査の精度を変えることができる。複数のサプライチェーン、さまざまな樹種や原産地といった要素の中で、リスクが高いものから順次、優先的に厳格なＤＤの対象としていくという方法を取ることができる。

ＤＤは一回限りのものではなく、事業が継続される限り繰り返し行われる必要がある。そのためにはまず事業者としての調達方針を確立し、社内の責任体制や能力開発などＤＤを効果的に実施するための体制を構築する必要がある。

0.1　合法材調達へのコミットメント

ＤＤシステムはプロセスであり評価の基準がなければ機能しない。事業者はまず基準の根幹をなす自身の木材・木材製品調達方針を確立することから始めなければならない。

調達方針は、適用される法律や批准された国際条約に違反して伐採されたり、取引されたり、加工されたりした木材・木材製品を回避して、責任ある生産・調達を行うという事業者としての行動規範である。調達方針は取締役会などの経営責任を担う機関の承認を得た上で、文書化され、対外的コミットメントとして公開されることが望ましい。

0.2　責任の割り当て

適切にＤＤを実施するため、特定の職務ごとに関係する人または職位に責任を割り当てる。指名された人にはＤＤを効果的に進めるために十分な権限を持たせ、適切なリソースを割り当てる。

まずＤＤの実施全般に責任を持つ総括責任者を決め、以下の責任を持つ担当部署を決定する。

- **■研修及び能力開発**
- **■書類管理と職務遂行管理**
- **■品質管理及び苦情処理**
- **■リスク評価**
- **■リスク緩和**

0.3　デューディリジェンス・システムの構築

本ガイダンスなどを参照しながら、事業者がＤＤのために行うべき作業とその手順を決定し、文書化して自社のＤＤシステムとして社内で共有する。ＤＤシステムは総括責任者によって、定期的に最低でも年に１回はその有効性と実施上の問題点を検証し、必要な見直し・改訂が行われなければならない。

0.4　記録管理システムの整備

ＤＤの実施の過程で行われた作業の内容とその進捗を記録するとともに、収集した情報を整理・保存する。記録と情報は最低５年間保存する。

0.5　研修と能力の確保

関係するスタッフが割り当てられた責任を遂行できるように、対象となる全てのスタッフに対

してＤＤの手続きとともに自社の調達プロセス全体についての研修が行われなければならない。

■新規スタッフ：ＤＤの手続きと調達する原材料や関連手続きについて、講習やトレーニングを行う

■既存スタッフ：毎年定期的に、また必要に応じて研修を行う

研修の実施日、参加者氏名及び訓練項目についての概要を文書化して残すことが必要である。

0.6　デューディリジェンス・システムの品質管理と内部モニタリング体制の整備

ＤＤを有効なものとするためには事業者がＤＤの実施状況を内部モニタリングする体制を整備することが必要である。

内部モニタリングには次の二つが含まれなくてはならない。

■ＤＤシステム：システムが効率的に機能しているか、責任は明確になっているか、行うべきことが漏れなく実行されているかについてのモニタリング

■サプライチェーン：サプライチェーンに関するリスク評価は毎年定期的に、あるいは変更があった場合、その都度見直されているかについてのモニタリング

0.7　デューディリジェンス・システムが対象とする範囲

ＤＤにおいてその対象範囲の境界を定めることは重要な作業である。ＤＤの対象として検証すべき、サプライヤー、製品、原料サプライチェーン及び木材の伐採地などを特定してリストにしておくことが必要である。

0.8　原材料管理（分別管理）

事業者は、全行程（受け取り･加工･包装･出荷）において違法性のリスクが低い原材料と、産地が不明、あるいは違法である可能性のある原材料とを明確に分別・管理する体制を整備しなければならない。

実務遂行上のヒント（１）

■ 契約形態見直しの必要性

事業者の社内でのＤＤ実施体制構築に加えて、より確実に違法伐採された木材に由来する商品を回避するには、サプライヤーとの取引関係や契約形態を見直し、変更することも必要となるかも知れない。

ＤＤは理想的には契約する前に、あるいは遅くとも船積みされる前までには完了させることが求められる。従って価格次第でその時々に、サプライヤーやサプライチェーンが変わるようなスポット契約を繰り返す取引形態の場合は、船積みの都度ＤＤを実施しなければならないことになる。しかしながら、ＤＤが完了するまで船積みを待たせておくことは、保管費用やその間の価格変動のリスクなどを考えると現実的とは言えない。したがってスポット契約を繰り返す取引形態では、違法材のリスクを回避することは困難であると言える。

一方で、合法で持続可能な木材・木材製品を確保していくためには、サプライチェーンをある程度コントロールでき、リスク管理が信頼できるサプライヤーを選定し、そのサプライヤーとの長期的取引関係に基づく信頼関係の構築が不可欠かと思われる。

こうした観点から、信頼できる特定のサプライヤーとの間で、取引する商品の種類、原料となる樹種、その伐採地域やサプライチェーンの構成など、取引するにあたっての基本条件を取り決めた上で継続的に取引するという形態が、合法で持続可能な木材を安定的に確保する上でのグッド・プラクティスと言えよう。

本ガイダンスはこうした継続的取引関係に基づく調達を前提に考えており、上記の形態の取引の場合は基本条件を取り決める際にＤＤを実施し、その後は毎年あるいは基本条件に変更があった都度実施することを想定している。

ステップ 1 情報へのアクセス

デューディリジェンス（ＤＤ）において鍵となる作業は、事業者の調達先のサプライチェーンと木材・木材製品の出所に関する情報へのアクセスを確保することである。これらの情報は、調達が低リスクであると結論づけられるレベルか、あるいは低リスクといえない場合にリスク緩和策を決めるのに必要十分なレベルのものでなければならない。これは全ての製品、原料とサプライチェーンについて適用される。

1.1 サプライチェーンに関する情報収集

原材料の出所に関する情報は、事業者が伐採国や地域に関わるリスクや、違法な伐採・取引・輸送のリスクについて特定する根拠とするために詳細が十分に示されたものでなければならない。

基本的な情報として以下のものを収集し記録する。

❶商品の種類（商品名と生産物の種類）
❷樹種（一般名と学名（明確に特定できること））
❸売買した商品の数量（体積、重量又は個数）
❹伐採国、及び（必要な場合）伐採地域名やコンセッション名
❺事業者が買い付けた全てのサプライヤーの名称・住所（直接の購入先だけでなくサプライチェーンに連なる全てのサプライヤー）
❻事業者が販売する納入先の名称・住所
❼商品及びサプライヤー・サプライチェーンに関する各種認証や証明書の取得状況
❽木材・木材製品が適用される法令等を遵守して生産・取引されていることを示す証憑書類あるいは情報（1.4 合法性の定義の表1（10 ページ）を参照）

このステップではまず、サプライチェーンに関する十分な情報が得られるように、全てのサプライヤーに対し事業者のＤＤ実施の意図について十分な説明をして協力を求めることが必要である。例えば付属資料 1 のサプライヤー宛手紙のテンプレート（WB-01）を用いて、ＤＤプロセスを始める時点で全てのサプライヤーに手紙でその意図を伝える方法がある。その際に、サプライヤーが事業者の意図を理解し協力することに合意した証として、その手紙の写しに署名をしてもらい、取り付けておくのが望ましい。

また付属資料 2 のサプライヤー情報フォーム（WB-02）をサプライヤー宛の手紙と同時に送付し、記入の上、返送してもらうように依頼すれば、サプライヤーからの情報収集ができる。

1.2 サプライチェーンに関する情報の記録

1.1 で得られた事業者のＤＤの対象範囲に入る全てのサプライチェーンに関する情報を整理し、適切に保管・管理する。

1.3 書類と情報の検証

集められた情報と書類については、製品に関する情報に欠落がないか、あるいは効果的なリスク評価行うのに適切かどうかを検証する。**情報の欠落や一貫性のなさは、それ自体が緩和されるべき**

リスクの構成要因となる。

製品との関連性が立証されていない書類や違法に作成された書類は、リスクを評価する上で価値がない。書類の価値を評価する上では以下のいくつかの懸念事項を考慮すること。

❶書類はその製品に関連しているか？

サプライチェーンの合法性を示す様々な書類が提示されるが、そのような書類が本当に特定のサプライチェーンあるいは製品に関連したものなのかを評価する必要がある。リスクが高い場合にはそれだけ入念な評価が必要であるが、例えば以下のような場合には書類と製品との関連性が低いとみなされる。書類の発行日や発行元の所在地、伐採ライセンスの種類（森林のタイプ）、製品の体積や品質、書類上の寸法、加工プロセスでの変換係数などであり、それらが受け渡される製品の船積み時期や樹種・品質・数量などに照らして整合性が無い場合などである。

❷書類の有効性は検証できるか？

深刻な汚職・腐敗が報告されている多くの国においては、正規の書類を違法な方法で入手し、サプライチェーンの違法行為の隠蔽が可能である。そのような場合には、有効な書類とそうでないものを見分けるのは不可能に近い。しがたって書類の有効性を検証することは非常に困難である。

❸書類は本当に合法性の評価につながるものなのか？

入手した書類が、本当に買い付け先のサプライチェーンの合法性評価に関連したものであるか確認を要する。それにはその書類がサプライチェーンの合法性を証明するためにどういう役割を果たしているのかという観点から検証してみるのがよい。全ての書類はサプライチェーンの各ステップにおける合法性との関連性から評価されなければならない。

1.4　合法性の定義

合法性を具体的に定義するには、適用されるべき法令をどの範囲とするかを定める必要がある。EU 木材規則の第 2 条（h）は、適用されるべき法令を、①伐採権に関するもの、②伐採権の対価及び税の支払いに関するもの、③森林経営・操業方法に関するもの、④第三者の権利に関するもの、及び⑤取引と関税に関するもの、という五つのカテゴリーに当てはまる法令と定義し、同条（g）でそれらに違反して伐採された材を違法材とし、第 4 条 1 項で違法材及びそれに由来する木材製品の EU への持ち込みを禁じている。

本ガイダンスでは、EU 木材規則に準じて以下の**表 1** に示す五つのカテゴリーに関連する伐採国及び加工地などサプライチェーンの所在国の国内法令及びそれらの国によって批准された国際条約を適用法とし、ＤＤにおいてこれらが遵守されているかどうか検証することを要求する。それぞれのカテゴリーで法の遵守を証明するために一般的に用いられている証憑書類の事例も以下の**表 1** に示した。

表1

合法性のカテゴリー	証拠の種類
1. 公認合法境界内での木材伐採権に関連するもの	◉所有権・土地使用権の証憑書類 ◉森林開発・伐採事業許可（コンセッション）に関する協定書・契約書 ◉コンセッション・ライセンス ◉コンセッション領域図 ◉伐採許可書 ◉その他
2. 伐採権と木材に関連する税を含む支払いに関するもの	◉商業／事業契約書 ◉伐木搬出許可 ◉銀行の記録 ◉付加価値税証憑書類 ◉納税証明書 ◉その他
3. 木材伐採に関連する法令への準拠（森林管理や生物多様性の保全に係る法令を含む森林・環境法令全般）	◉公式監査報告書 ◉環境許認可証明書 ◉認可済み伐採計画書 ◉伐木搬出許可 ◉伐採区閉鎖報告書 ◉公的に入手可能な強固な法令に則った監督と木材の追跡管理を示す書類 ◉管轄権を有する当局が発行した公的書類 ◉その他
4. 第三者の権利に関わるもの（木材伐採によって影響を受ける保有権・使用権及び労働者の権利など）	◉環境への影響評価報告書 ◉環境管理計画書 ◉環境監査報告書 ◉社会的責任に関する協定書 ◉土地保有権と諸権利に関する報告書 ◉保健・衛生と安全に関する報告書 ◉その他
5. 森林セクターに関係する貿易と関税に関する法令	◉輸送許可書 ◉伐木搬出許可書 ◉契約書 ◉銀行の記録 ◉貿易手形 ◉輸出・輸入許可書 ◉輸出税納付証明書 ◉輸出禁止品目リスト ◉輸出割り当て認定書 ◉その他

1.5　追加情報の収集

サプライヤーからの情報と関係書類を評価した後もサプライチェーンに関する情報や書類の欠落、それらとサプライチェーンとの関連性についての懸念、正確性や妥当性についての疑問が残る場合には、それらを解消するための追加情報を収集しなければならない。

1.6　サプライチェーン情報の更新

サプライヤーとサプライチェーンに関する情報は毎年定期的に、またサプライチェーンに変更があった時にはその都度更新されなければならない。事業者はサプライヤーに対し、サプライチェーンに変更があった時には製品を販売する前に通知するように依頼、要求しなければならない。これにより製品の購入前にサプライチェーンに対する再評価が可能になる。

実務遂行上のヒント（2）

■ 情報収集の範囲や精度とタイミング

ＤＤを実施する際にどういった範囲の、どの程度詳細な情報を、いつ収集すればよいかということは、事業者にとっていささか悩ましい問題となる。前述のようにＤＤはリスクベースのアプローチであり、リスクの高さによって精度を変えることができる。この観点より、ＤＤ実施の最初から全ての製品のリスク項目について網羅的に詳細な情報を収集する必要はない。大まかな情報を収集した後に、情報の欠落した部分やリスクが高そうな分野に関して、より詳細な追加情報を要求するというアプローチが適切かと思われる。

合法的に伐採・生産されたことを示す証憑書類や情報に関しても、1.4の表１で示した書類を全ていきなり取り揃えるように要求することは現実的ではない。まずはサプライヤーの判断で取りまとめた書類・情報を入手し、それらを検証し、さらに伐採国の状況、樹種や認証の取得状況なども勘案の上、不十分と思われる分野について追加の書類や詳細な情報を要求するという進め方が実務的に適当だと思われる。

ステップ 2 リスク評価

リスク評価は、収集した主なサプライヤーやサブ・サプライヤーからの原材料の出所や、サプライチェーンに関する情報に基づいて行う。リスク評価では製品、使用されている樹種、それらの出所やサプライチェーンの複雑さなどを吟味し、違法材が調達されているリスクが無視できるものであるかを評価する。

違法性のリスクについては以下の３種類のリスクに大別できる。

■森林経営や林業施業に関する法令違反のリスク
■サプライチェーンの中での取引・輸送に関する法令違反のリスク
■加工や取引の過程で違法なものが混入するリスク

2.1 初期リスク評価

初期のリスク評価は全体のプロセスの基盤をなすものであり、この結果でどのようにリスクに対処すべきか、妥当な決定をすることができる場合もある。

リスクは以下のリスクカテゴリーに分けて評価する。

❶情報へのアクセス

出所や合法性を示す情報に欠落がないか、それぞれの情報に整合性があるかなどを検証する。情報の欠落はそれ自体がリスクとなる。

❷樹種

当該樹種がワシントン条約（CITES）の規制対象であったり、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストで絶滅のリスクが高いとランクされていないか、またその樹種が違法伐採・取引の対象とされている報告例がないかなどを検証する。

いくつかの樹種はその他のものと比較して、より頻繁に違法伐採のターゲットとされてきたことで知られている。しかしながら、そうした樹種だからといってリスクが存在すると結論付けられる訳ではない。その伐採国・地域での CPI（Corruption Perceptions Index）指数や森林ガバナンスの状況、森林への環境負荷リスクの状況、さらにはその地域における当該樹種の絶滅危惧リスクの状況の検証も必要である。その意味で伐採国・地域のリスクは常に考慮されるべきものである。

また調達する木材製品の原材料が天然林から伐り出されたものか、あるいは人工林から伐り出されたものかということも考慮に入れる必要があろう。

例えば、木肌・木目の美しさや、強度や耐水性といった機能の高さから高級樹種として知られる樹種は、その希少性と高い市場価値から高い伐採圧力にさらされる樹種も多い。

他方、市場価値が高いことから、樹種によっては古くから各国で造林され、造林木が市場に供給されてきている。この場合、同じ樹種でも天然木と造林木とが同時に市場で流通することになるが、適切に管理された人工林からの造林木であれば種の絶滅リスクを高めるものではない。このように樹種に関するリスクを評価する上では天然木

と造林木とは区別して考える必要がある。

ただし人工林からの造林木であってもリスクが低いと決めつけることはできない。人工林については、調達時点の経営において新たな違法行為や周辺の環境・社会・生態系への顕著な負の影響がない場合でも、その成立過程における皆伐による森林生態系の破壊や地域コミュニティ等が有する森林や土地に対する慣習的権利の侵害があった可能性を否定できない。例えばFSC（Forest Stewardship Council）認証が1994年以降天然林から転換された人工林は認証の対象外としているのも、そうした理由からだと考えられる。

本ガイダンスでは、特に近年造成された造林木についてはリスクが低いと即断することは望ましくないと考える。

樹種ごとの違法伐採リスク・絶滅危惧リスクや伐採国・地域に関する環境リスクに関する情報は以下のサイトで入手できる。

IUCN RED LIST

国際自然保護連合（IUCN）が作成した絶滅のおそれのある野生生物のリスト。特定の樹種のレッドリストへの掲載を調べるのは以下にアクセス
https://www.iucnredlist.org/

フェアウッド・パートナーズ：森林の見える木材ガイド

木材樹種に関する全般的情報を検索できる。URLは；
https://www.fairwood.jp/woodguide/

（次の二つのサイトは生態系保護地域に関する情報を提供）

UNESCO biosphere reserve

http://www.unesco.org/mab/index.shtml

CI Biodiversity hotspot

https://www.conservation.org/priorities/biodiversity-hotspots

❸原産地リスク

伐採国からの木材輸出について国連の禁止令が出されていたり、伐採国において武力紛争が認められる場合は調達を中止しなければならない。また伐採国での汚職や腐敗の蔓延、さらに伐採国あるいは伐採地域における森林セクターでの違法行為の発生状況などを確認する。

伐採国の違法行為の発生状況などは一般情報として以下のサイトなどで情報を入手できる。

Transparency International：Corruption Perceptions Index(CPI Index)

トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数（CPI）は最初に見るべきリスクの指標であり、CPI指数が50以下の国については特別な注意が払われなくてはならない。しかしながら違法行為はCPI指数が50以上の国でも起こるということは強調しておきたい。この指数は決定的な尺度となるものではなく、一つの指標であるに過ぎない。URLは；
https://www.transparency.org/cpi2018

NEPCon: Timber Risk Assessments

伐採国について、より詳しい情報は、本ガイダンスのオリジナル版を発行しているNEPConが行った60カ国以上の詳細な合法性リスクの調査結果が下記のウェブサイトで入手可能である。URLは；
https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber

FSC Document Center: Controlled Wood Risk Assessments

FSCのDocument Centerでは Control Wood 関連で世界 45 カ国の各カテゴリー毎のリスクを評価した報告書をダウンロードできる。URL は；https://ic.fsc.org/en/document-center

林野庁：クリーンウッド・ナビ

林野庁もクリーンウッド法の定める国の責務の一環として次のクリーンウッド・ナビのホームページで各国の情報を提供している。URL は；http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html

フェアウッド・パートナーズ：クリーンウッド法に対応する木材ＤＤのための実践情報

クリーンウッド法に対応するための望ましい木材ＤＤについて、NGO 視点からの実践的な情報を提供している。https://www.fairwood.jp/consultation/howto_dd.html

❹認証・合法証明書の取得状況

購入する製品とそのサプライヤーが認証・合法証明書を有しているか、その有効性、及び認証・合法性証明制度の信頼性を検証する。信頼できる認証制度・機関によって認証された製品は低リスクと考えられる。

サプライヤーが認証を取得している場合でも、そのサプライヤーから出荷、供給される製品が全て認証製品だとは限らない。認証されたサプライヤーが非認証材を供給するというケースでは、その製品が低リスクであるということを保証するものではない。したがって購入した製品が認証製品なのかを適切に確認しなければならない。

認証材・製品の受け渡しにおいては、認証あるいは証明済みの状況が確認できる適切な認証に関する主張（Claim）と認証番号がインボイスと船荷証券または同等の輸送関連書類上に記載されていなければならない。

認証・合法証明制度自体の信頼性に関して、EU 木材規則の施行細則の第 4 条は、信頼できるリスクアセスメントやリスク緩和ツールとしての認証制度や合法性検証制度が満たすべき要件について以下を挙げている。

a. 制度は EU 木材規則の定義する適用法に挙げた五つのカテゴリーに属する法令全てへの遵守を要求する基準を有する認証システムであり、十分に定着した一般に利用可能なものであること

b. 第三者による現地監査を含む法令が遵守されているかを検証する定期的監査を少なくとも年 1 回以上行うよう規定されていること

c. 法令に準拠して伐採された木材やそれに由来する木材製品について、それらが市場に持ち込まれるまでのサプライチェーン上のいかなる地点までも遡ることができ、第三者が検証可能な仕組みが組み入れられていること

d. 出所不明、あるいは法令に準拠せず伐採された木材やそれに由来する木材製品が、サプライチェーンに混入することがないようにする、第三者に検証可能な管理方法を要求していること

こうした認証制度等のシステム面での要件に加えて、運用面では EU 木材規則ガイダンス文書の第 6 条第三者検証制度の役割の中で次の二つの確認を推奨している。

■当該認証制度や第三者検証制度の欠陥や問題点に関して裏付けのある調査報告書が出されたことがあるか

■適用法の遵守状況や、伐採地から市場に至るまでのサプライチェーンの追跡確認、出所不明のものについての混入調査と検証を行う第三者機関が、独立した、また適格な組織であるか

認証制度や審査を行う認証機関が過去にNGO等から問題点の指摘を受けたことがある場合は、その経緯・結末について確認し、認証の信頼性について検証・判断することが必要となる。

❺サプライチェーンの複雑さ

サプライチェーンの複雑さや長さは、いずれも違法材混入や違法材とのすり替えのリスクを高めるものである。

したがって、サプライチェーンに多くの主体が存在するか、サプライチェーンが複数の国にまたがっているか、購入する製品は多くの構成要素からなるか、製品に用いられている原材料は他の原産地のものや他の樹種で代替可能か、について検証する。

❻取引と輸送

サプライヤーの事業認可の確認、税金や林産品の加工・輸送・取引に係るロイヤルティーなどの支払いの確認、税関申告などの公的書類上、樹種や数量などが正しく申告しているかの確認などを行う。

巻末の付属資料３の**リスク確認チェックシート**（WB-03）は特定のサプライチェーンのリスク確認を行うためのテンプレートとなっている。このシートにカテゴリーごとの確認情報、用いた情報ソース、入手した証拠、リスク評価の手順、リスク評価の結論とその理由を記入する。

リスクを評価するにあたっては、収集した情報が示す状況を見て、リスクは無視できるレベルであると確信できるか、また第三者に対し十分な根拠を示してそう説明できるかという観点を踏まえて最善の判断をする。

リスク評価の結論が「低リスク」となった場合は、その製品は違法伐採のリスクが低いとみなされ、それ以上の作業は不要である。

一方、もしリスクが低いと結論付けられなかった場合には、ＤＤプロセスの次のステップ、「リスクの特定」へ進むことになる。

実務遂行上のヒント（３）

■ リスク確認チェックシート（WB-03）の使い方

付属資料３を参照。
このチェックリストではリスクを次の六つのカテゴリーに分類している。

- **情報へのアクセス**
- **樹種**
- **原産地リスク**
- **認証・合法性証明の取得状況**
- **サプライチェーンの複雑さ**
- **取引と輸送**

このチェックリストは、リスク評価の初期の段階でサプライチェーンの中のリスクを広く概観するために作られている。評価を始めるには第１カテゴリーから始め、各リスクカテゴリーとサブカテゴリーのリスク指標に基いてリスクを評価していけばよい。ガイダンス欄の記述はリスク判定のプロセスで参照されるためのものである。関連する情報サイトへのリンクも提供されている。

それぞれのリスクやサブカテゴリーについて、リスク評価者はそれぞれの製品と（複数の木材供給元がある場合）それぞれのサプライチェーンについて収集した情報や書類を検証してリスクの程度を評価し、それを「リスクの記述」欄に記入し、その根拠となる事実や情報を「用いた証憑」欄に示しておく。

「リスク判定」の欄はまとめとして、製品やサプライチェーンのリスクの存在が確認できた場合は「リスク有」、あるいはリスクが低いと見なされた場合は「低リスク」と記載する。

リスク評価は評価者に情報に基づいて判定を要求するプロセスである。このチェックリストが全てのケースについて機械的に判定を導くことはできないので、評価者はリスクを評価するにあたって、リスクは無視できるレベルであると確信できるか、また第三者に対し十分な根拠を示して説明できるかという観点、さらには予防的観点も加味して最善の判定を行うことが要求される。場合によっては、その判定の拠りどころとして専門家や追加の情報源からの情報収集が必要となるかもしれない。

リスクの結論を下すのに用いた証憑を例示し、証憑収集のプロセスの記録をチェックリストと共に残しておくというのは良いやり方であると思われる。

サブカテゴリーにリスクが存在した場合でも、そのリスクが他の要因によって事前に打ち消されている場合がある。例えばサプライチェーンの中の腐敗・汚職のリスクは、信頼できる認証制度によって解消することができる。こうしたリスクを解消する要因を「リスク制御要因」と呼ぶ。チェックリストの「リスク総括表」には確認したリスクを記述するとともに、こうした「リスク制御要因」についても記述する。

「リスク総括表」の一番右の欄に確認されたリスク・サブカテゴリーごとに関連するリスク緩和策を例示するようにする。

いずれかのリスク・サブカテゴリーにおいてリスクが確認され、事前に解消されていない場合は、木材や紙製品を市場に持ち込む前にリスクの緩和を行わなければならない。

2.2　リスクの特定

製品が初期リスク評価のプロセスにおいて「低リスク」と結論できなかった場合は、存在するであろうリスクを特定し、そのリスクが緩和できるのか、どのように緩和できるのかという判断をしなければならない。

あるいはステップ３に移り、サプライヤーを替えるなどの選択肢がある場合は、直接リスク緩和措置を実施することも可能である。この場合、リスクの特定は不要となる。

違法リスクの高い国については、その国における認証制度そのものと、審査に当たる認証機関のリスクレベルについて評価した後、それらのリスクが低いと判断できれば、認証を要求することでリスクが緩和できると考えられる。

リスクの特定は次のプロセスを追って行われる。

❶当該国で適用される法令の特定

当該地域で適用される法令を 1.4 の**表１**（10 ページ）で示した五つのカテゴリーごとに全てリストアップする。前出の林野庁のクリーンウッドナビでは幾つかの国についての合法伐採木材に関連する法令の情報を提供している。

❷各法令の所管官庁の特定

❸法令で要求されている書類の特定

1.4 の**表１**（10 ページ）のような形式で各カテゴリーごとにリストアップする。

❹情報源の特定

リストアップされた法令ごとにその施行状況や、どの程度遵守されているかについての情報を得られる情報源を特定する。情報源は公的機関や NGO などの特定の組織、あるいは個々の専門家であったり、各種報告書である場合もある。

❺リスク評価

各法令ごとの要求内容と各情報源から得られた実状についての情報を比較し、どの程度の広がりで法令違反が存在しているかを評価する。

国や地域レベルで存在するリスクを特定するプロセスは非常に複雑で、徹底的な調査を要し、現地において高く特殊な調査能力を必要とすることに留意が必要である。事業者にとってそのようなプロセスに自ら取り組むのは困難で、多くの場合、外部専門家の関与が必要となるものと考えられる。

2.3　リスク評価結果の記録

リスク評価の全ての結論を記録し、保管・管理する。

ステップ3 リスク緩和措置

リスク緩和のプロセスはリスク評価の結果の上に構築される。リスク評価の過程で特定できないものも含めて無視できないと判定されたあらゆるリスクは、以下の手順で緩和措置が取られなければならない。

3.1 リスク緩和措置の特定

リスクを生じさせる潜在的法令違反が存在することが確認された場合、次のステップで適当なリスク緩和措置を特定する。リスクに効果的に対応する措置を特定・選択する。

用いられる緩和措置には大きくリスク回避法とリスク管理法の二つに分けられる。

❶リスク回避法

リスク回避策はサプライチェーンの中で特定されたリスクを回避するか排除するもので、以下のような方法がある。

■サプライチェーンの変更

サプライヤーの協力の下、特定の樹種や原料、原産地に関わるリスクを回避するため、サプライチェーンを変更する。

適正であると広く認知された認証制度の下で、信頼できる認証機関によって認証されたサプライチェーンから調達できれば、より確実な緩和措置となる。

■サプライヤーの変更

サプライヤーがリスク緩和措置において協働できない、あるいはそれを望まない場合は、そのサプライヤーとの関係を断つしか選択肢はない。主たるサプライヤーは緩和措置に取り組む意思があるがサブ・サプライヤーがそうでない場合は、主たるサプライヤーから確実に法令に従うサブ・サプライヤーのみ起用する旨の合意を取り付けることになる。

❷リスク管理法

リスク管理法とは違法リスクを最小化するための追加措置を実施することであり、リスクを管理することは多くのサプライチェーンで主たるサプライヤーやサブ・サプライヤーと協働することが必要である。可能性のあるリスク管理方法は以下のとおり。

■追加的情報の収集

書類：低リスクであることを裏付ける追加書類の収集を行う。

木材試験:木材や紙製品を試験機関で分析する。

ステークホルダーとの協議：政府機関、書類発行機関、NGO、独立した専門家、認証機関などのステークホルダーの助言を求める。

■業務手続きの変更

サプライヤーに追加的な手続きを実施してもらう、あるいは既存の業務手続きを変更してもらうことが、リスクの緩和に寄与するかもしれない。ただしこれはサプライヤーの全面的協力が確約されない限り困難な方法である。

■サプライヤーの監査

サプライヤーの監査は、生産現場で森林に関連する法令への違反がないかを検証するために

行う。また製材所や加工工場などのサプライチェーンの中間段階に対して行うこともある。

第三者監査は事業者に代わって独立した第三者機関が行う監査である。立証過程の信頼性を確保するため、多くの事業者はサプライヤー監査に特化した独立の専門機関を起用している。

実務遂行上のヒント（4）

■ リスク緩和措置の選択

「リスク管理法」によってリスクを緩和する方法は、その前提としてリスクが正確に特定されていることが必要となる。しかしリスクの特定作業は、前述のように高度な専門的知識と現地での活動を必要とし、多くの事業者にとって自らこれに取り組むのは困難と思われる。さらにリスク管理の実施にあたっても、ステークホルダーとの協議やサプライヤー監査などは現地での活動となり、自ら取り組むにせよ、専門機関を起用するにせよ多くの時間と費用を要するものとなる。それにも関わらずリスクを排除しきれない可能性もあり得ることを考慮すると、リスクの緩和策は経済的負担や事業リスクから「リスク回避法」が合理的であると言えよう。

3.2 サプライヤーからの同意の取り付け

ほとんどの場合、リスク緩和措置にはサプライヤーやサブ･サプライヤーの協力が不可欠である。従って低リスクであることが確認できない素材や製品を供給しているサプライヤーやサブ・サプライヤーからは、書面で必要とされるリスク緩和措置の実施に協力するという同意を取り付けるのが望ましい。

森林経営や一次加工工場といったサプライチェーンの川上にリスクがあることが特定された場合は、それらの事業者からも同意を取り付けることが必要となる。直接のサプライヤーがこうしたサブ・サプライヤーからの同意の取り付けやコミュニケーションに重要な役割を果たすことになる。

3.3 リスク緩和措置の立案と記録

リスク緩和措置を立案、文書化し、リスクの状況の変化や緩和状況を追跡して記録できるようにする。

3.4 リスク緩和措置の実施

リスク緩和措置の実施を管理・監督し、計画が適時実施されるようにする。

3.5 リスク緩和措置の有効性評価

リスク緩和措置の実施後は、その有効性が定期的に評価されなければならない。実施されたリスク緩和措置が、特定されたリスクの緩和に有効であるかを検証することは不可欠である。検証は将来的にリスクが再発することを確実に防ぐために、定期的に行われなければならない。

付属資料 Contents

1 サプライヤーへの手紙

[Template of the letter to the Supplier (WB-01)]……21

2 サプライヤー情報フォーム

[Supplier Information Form (WB-02)]……22

3 リスク確認チェックシート

[Risk Identification Checklist (WB-03)]……24

※付属資料1～3は、以下のサイトからダウンロードできます。

https://www.fairwood.jp/data/DDguidance.html

［LETTERHEAD］
［PLACE AND DATE］
［SUPPLIER NAME AND ADDRESS］

Subject: Access to information about Products and Supply Chains

Dear ［RECIPIENT NAME］,

I am writing to you regarding our work to meet the requirements of The Clean Wood Act of Japan.

As you may know the Japanese government created the Clean Wood Act in 2016.
The objective of this law is to promote the use and distribution of legally-harvested wood and wood products by encouraging the business entities to check/confirm that the products that they trade are harvested, processed, transported and traded in compliance with the laws and regulations of Japan and/or the countries of harvest.

A wood-related business entity who takes appropriate and reliable measures to ensure the use of legally-harvested wood and wood products can apply for registration under the Clean Wood Act. It can be registered by a Registering Organization designated by the Government of Japan and is allowed to call itself the “Registered Wood-related Business Entity”, which will be publicly notified by the Registering Organization.

Once registered the Registered Entities bears a legal responsibility to take necessary measures including implementation of the due diligence requirement to ensure the use of legally-harvested wood and wood products.

Since we are purchasing wood products from your company, as a Registered Wood-related Business Entity（まだ未登録であれば“…. from your company, and hope to be a “Registered Wood-related Business Entity,”）we are required to secure access to information describing your wood and wood products, including the country of harvest, species, quantity, details of the supplier and information on compliance with national legislation. The information provided by you is crucial to us in being able to remove any risk concerns in order to comply with the Clean Wood Act at our end.

We would therefore like to ask your support in allowing access to relevant information about the products we purchase from your company. Please provide your signature on the attached Supplier Consent and Information Form and return it to us.

If you do not wish to disclose confidential information about your sources or supply directly to us, we may ask an independent auditor to assess the information about your supply, in order to confirm the legality and availability of information. This should allow you to avoid directly disclosing confidential information to us. （この文章はサプライヤーが自分の調達先を明かすことを嫌がる場合に第三者の監査人を起用して情報収集とDDを実施しても良いと考えている場合に追加する）

In order for us to evaluate our procurement of the wood and wood products, we would be grateful if you can fill in the attached excel sheet about the products currently supplied to us.

We greatly appreciate your cooperation on this matter and please feel free to ask any questions.

Best regards,

［SIGNATURE］

［SIGNATORY NAME］

WB-02 サプライヤー情報フォーム［Supplier Information Form］

Date completed:	
Company name:	
Address:	
Phone:	
Fax:	

1. Product Information

Product Name / Number / Code	Product type / description	Number of Items / volume	Product verification or certification	Certification code	Component description	Composite or single material product	Species (scientific name)	Species (Common/trad name)
Enter the product name, number or code, if applicable.	Enter the description of the product or component delivered.	Enter the number of Items volume to which this table applies (or relevant purchase or sales orders) over the reporting period.	Select the type of certification/ verification applicable to your business AND to the product.	Enter certification code for the applicable certification type.	Enter the description of the component.	If the product contains only one type and source of material, enter “single material”. If the product contains more than one type or source of material, enter- "Composite" and use separate lines to provide details about each component in the product.	Note the names of species in each product.	Enter the trade common name of the species.
①：主サプライヤーから購入する製品についての情報					②：①を構成する部品・材料についての情報			
Example: Product 001	Wardrobe	Order numbers 416, 416, 419	No	No	Frame	Single material	Pinus sylvestris L.	Scots Pine
					Shelves and top	Composite	Pinus sylvestris L.	Scots Pine
					MDF Backboard	Composite	Eucalyptus spp. Poplar spp.	Eucalyptus an Poplar

Email:	
Contact person:	
Total volume/number:	
Report period:	
Fax:	

	2. Information about suppliers						3. Information about origin of harvest		
	Supplier name	Supplier location	Supplier type	Supplier verification or certification	Certification code	Access to legality documentation	Country of harvest	Sub-national region of harvest	Harvest concession
	Enter the name of your supplier.	Enter location (country, region, address) of supplier.	Enter type of entity for supplier. (sawmill, secondary manufacturer, forest manager, trader, etc).	Enter the type of certification/ verification applicable to this product. NOTE that certification of the supplier may not mean that all products are certified.	Enter certification code for the applicable certification type.	Do you have access to documentation outlining the legal status of the product origin?	Enter the COUNTRY of HARVEST of the material.	Enter imformation about the REGION of harvest (if known).	Enter information about the CONCESSION or FOREST MANAGEMENT ENTERPRISE where the wood was harvested (if known).
	③：②を主サプライヤーに供給しているサブ・サプライヤーについての情報						②に用いられている木材の原産地情報		
	Quality Sawmils Ltd	China, Jilin	Sawmill	No			Russia	?	?
	Quality Sawmils Ltd	China, Jilin	Sawmill	No			Russia	?	?
	Best Components Ltd	Vietnam, HCMC	Secondary manufacturer	FSC Controlled Wood	FSC-CW-123456		Spain	Galicia	?

WB-03 リスク確認チェックシート［Risk Identification Checklist］

Supplier Name: サプライヤー名：	
Supplier Location: サプライヤー所在地：	
Product/ Supply Chain Ref: 製品 / サプライチェーン：	

Risk Category # リスクカテゴリー番号	Risk Category リスクカテゴリー	Sub-Category # サブ・カテゴリー番号	Risk Indicator リスク指標	
Access to Information　情報へのアクセス				
1		1.1	原産地に関する情報や合法性を示す情報は、詳細なリスク評価を可能とするのに十分なレベルのものが入手できているか？	
		1.2	サプライチェーンから集められた情報は、当該樹種の分布や地域に関する情報・データとの整合性があるか？	
		1.3	製品の売買と決済の経路や受け渡し経路を確認するために要求したインボイスと輸送関連書類は製品に添付されているか？	
Species 樹種				
2	CITES ワシントン条約	2.1	その樹種は CITES 付属書 I に掲載されているか？	
		2.2	樹種が CITES 付属書 II/III に掲載されている場合、製品の合法性が保証されている正規の CITES のライセンスと書類を備えているか？	
3	IUCN 絶滅危惧種	3.1	当該樹種は IUCN レッドリストの中で「危急 (VU:Valunelable)」、「危機 (EN:Endangered)」か「深刻な危機 CR:Critically Endengered)」に分類されているか？	
4	Known cases of illegal harvest, transport and trade 違法伐採、 違法輸送、 違法取引が 知られる場合	4.1	当該原材料あるいは製品に、広く一般的に違法伐採と関連しているとされる樹種が含まれているか？	

Declared Species: 申告された樹種：	
Declared Origin: 申告された原産地：	

Guidance ガイダンス	Describe the risk リスクの記述	Evidence used 用いた証憑	Risk conclusion リスク判定
サプライチェーンの各段階の事業者から入手する情報と書類は、そのサプライチェーンにリスクが存在する可能性の評価や、合法性を示すためのものである。したがってそれらがサプライチェーンの各段階から入手できることが前提で、入手できないということはそこにリスクがあると判断されるべきである。			
記載されている樹種名とその原産地の間に整合性が無い場合、受理した情報に欠陥があることを示唆している。例えば記載樹種名がタモ（Ash）で原産地が東南アジアという場合、タモの分布域は北海道、本州（長野県以北）、ロシア沿海地方、サハリン、中国東北部、朝鮮などで、少なくとも東南アジアのような熱帯地域には分布していないため、信頼できる情報・書類ではないと判断ができる。			
インボイスの軌跡は決済の経路を示していてサプライチェーンに法的所有者として関わる全ての会社を特定することを可能にする。ただし決済経路は物理的な輸送の経路とは異なることがある。輸送関連書類は林産品を搬出・輸送する際に法的に要求されるものであることが多い。したがって法的な搬出・輸送関連書類が製品や原材料に添付されているかどうか、また書類が本物であり当該原材料に該当するものであるかを吟味しなければならない。この潜在的リスクはサプライチェーンの全ての段階で存在する。			
ワシントン条約（CITES) は絶滅の危惧のある植物や動物の種の国際取引を 3 つの付属書に基き規制しており、付属書 I に掲載された種の商業目的での国際取引は禁止されている。従って付属書 I に掲載された樹種の調達は不可と結論する。 CITES についての詳しい情報は； http://www.cites.org/eng/app/appendices.php			If Yes: The material CANNOT be sourced もし Yes であればこの製品の調達は不可
附属書 II 掲載種は、取引を制限しないと将来絶滅の危険性が高くなるおそれがある動植物。商業目的の取引は可能。ただし、その取引が種にとって有害でないことを輸出国が証明し、許可することが条件。 附属書 III 掲載種はその動植物が生息する国が、保全のために国際的な協力を求めているもの。取引には指定国の輸出許可書、原産国が指定国以外の場合は原産地証明書（指定国ではないことを証明）が必要。 CITES の正規ライセンスがあれば低リスクと結論できる。			CITES のライセンスがあれば低リスクと結論できる。
当該樹種が絶滅が危惧されるような保全の必要性が高い分類に該当する場合、伐採・輸送・取引の合法性と直接つながるものではないが、その希少性ゆえに商業価値が高く、違法伐採や取引のターゲットになりやすいため、サプライチェーンにおける違法リスクを示唆している。また持続可能性の観点からも大きなリスクがある。特定樹種のレッドリストへの掲載状況を調べるのは以下にアクセス； http://www.iucnredlist.org/			
幾つかの樹種は頻繁に違法伐採の対象になっている。しかし樹種は、リスクの有無の可能性を示唆するものではあるものの、それを判断する決定的な情報にはなり得ない。したがって違法伐採リスクの確認には、その樹木が伐採された森林や加工過程の調査との組み合わせで行われなければならない。			

Origin　原産地

5	UN sanctions 国連による 木材禁輸措置	5.1	国連安全保障理事会から当該伐採国との木材貿易について禁止令が出ているか？	
6	Armed conflict 武力紛争	6.1	木材を産出する国または地域において武力紛争が存在するか？	
7	Known cases of illegal logging and corruption 違法伐採や汚職・腐敗が知られる場合	7.1	木材伐採、輸送・取引が行われる地域は高水準の腐敗があるとされる国に該当しているか？	
		7.2	伐採国あるいは伐採が行われた地域は違法伐採や違法行為が頻繁に行われていることで知られているところか？	

Certification status　認証取得状況

8	Certification/ verification of suppliers and products? サプライヤーと製品の認証・合法証明	8.1	製品には認証材であることが確認できる主張が添付されているか？（明記されているか？）（サプライヤー、及び製品が広く認められた制度による認証を受けている場合にのみ適用）	
		8.2	サプライヤーは認証・合法証明の有効な証明書を有しているか？	

国連の禁止令の対象国からの調達は認められない。 国連の禁止令の対象国は以下の URL 参照； http://www.un.org/sc/committees/list_compend.shtml			If Yes: The material CANNOT be sourced もし Yes であればこの製品の調達は不可
武力紛争地域とは木材が紛争のための資金作りに用いられている地域、あるいは森林・木材が紛争を激化させる争奪の対象となっている地域である。武力紛争当事者の資金を賄うための伐採行為や木材製品の取引は深刻な国際人道法令や犯罪関連の国際法に反するものである。こうした武力紛争地域からの林産品の調達は一切認められない。			If Yes: The material CANNOT be sourced もし Yes であればこの製品の調達は不可
トランスペアレンシー・インターナショナル（TI）が公表している腐敗認識指数（CPI）は各国について認識されている腐敗の程度を示すもので、全ての国をカバーしている。腐敗のレベルと違法伐採のリスクの間には相関関係があるとされることから、この指数は木材生産国のカントリーリスクの評価に広く活用されている。ただし違法伐採のリスクが同一国内の地域によって異なる場合にはこの指数は有効性は低くなる。指標は次のURL; https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2017 世界銀行の世界ガバナンス指標（Worldwide Governence Index) は世界各国のガバナンスの有効性を示している。上記の CPI と同様にリスクの指標として用いることができる。 http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.asp			
このリスクを評価するには、伐採国の森林セクターにおける違法行為等に関する情報を収集する必要がある。EU 木材規則の認定モニタリング機関である NEPCon による 60 カ国以上の森林における合法性等の調査結果が下記のウェブサイトから入手できる。 https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber Global Witness も限られた数の国についてのレポートを提供している。URL は； http://www.foresttransparency.info/			
サプライヤーが認証を取得している場合でも、そのサプライヤーから出荷、供給される製品が全て認証製品だとは限らない。認証されたサプライヤーが非認証材を供給するというケースでは、その製品が低リスクであるということを保証するものではない。したがって購入した製品そのものが認証製品なのかを適切に確認しなければならない。 認証材・製品の受け渡しにおいては、認証あるいは証明済みの状況を確認できる適切な認証に関する主張（Claim) と認証番号がインボイスと船荷証券または同等の輸送関連書類上に記載されていなければならない。			
サプライヤーが認証制度や合法証明制度で有効にカバーされているかの検証は以下の各制度のウェブサイトなどで確認することができる； ・認証制度 : - FSC Certification: http://info.fsc.org - PEFC Certification: http://www.pefc.org/find-certified/certified-certificates ・合法性証明制度 : - LegalSource Certification: http://www.nepcon.org/legalsource-certificates - Rainforest Alliance VLC: http://www.rainforest-alliance.org/forestry/verification/transparency/verification-clients - SCS LegalHarvest Verification: http://www.scscertified.com/nrc/legal_harvest_verified_clients.php - CertiSource Verified Legal: http://www.doublehelixtracking.com/about-u - Bureau Veritas OLB: http://www.bureauveritas.com/home/about-us/our-business/certification/sector-specific-solutions/forest-wood-products/olb/olb-certification-documents-and-standards - Soil Association Woodmark VLC: forestrymailbox@soilassociation.org			

8	ertification/ verification of suppliers and products? サプライヤーと製品の認証・合法証明	8.3	認証制度は広く「適正である」と認知された制度であるか？その信頼性はどうか？	
		8.4	審査に当たる認証機関は信頼できる認証機関であるか？	
Supply Chain サプライチェーン				
9	Supply chain complexity サプライチェーンの複雑性	9.1	サプライチェーンを遡った場合、原産地の森林までに多くの加工過程を経ているか？	
		9.2	サプライチェーンは最終製品が市場に投入されるまでの間に複数の国に跨っているか？	
10	Product complexity 製品の複雑性	10.1	その製品の構成要素はシンプルか、多様・複雑か？	
		10.2	その製品または構成部品には複合材料や複雑な構成の原材料が使用されているか？	
11	Material Identification 原材料の特定	11.1	当該原材料が類似した他の原産地の産品や樹種にすり替えられている可能性はあるか？	
		11.2	サプライチェーンの各段階の事業者は製品に含まれる原材料と樹種に関する情報と証憑書類を提示できているか？	

認証・合法証明制度それ自体の信頼性に関して EU 木材規則の施行細則の第 4 条は、信頼できるリスクアセスメントとリスク緩和ツールとして認証制度や合法性検証制度が満たすべき要件として以下を挙げている。 (a)　制度は EU 木材規則第 2 条 (h) の定義する適用法令に挙げた五つのカテゴリーに属する法令全てへの遵守を要求する基準を有する認証システムであり、十分に定着した一般に利用可能なものであること (b)　第三者による現地監査を含む法令が遵守されているかを検証する定期的監査を少なくとも年 1 回以上実施するよう規定されていること (c)　その認証システムには法令に準拠して伐採された木材やそれに由来する木材製品について、それらが市場に持ち込まれるまでのサプライチェーン上のいかなる地点までででも辿ることができる第三者が検証可能な仕組みが組み入れられていること (d)　出所不明の、あるいは法令に準拠せず伐採された木材やそれに由来する木材製品がサプライチェーンに混入することがないようにするための、第三者が検証可能な管理方法を要求していること			
実際に認証の審査を行った認証機関は過去において NGO 等からその審査基準、審査方法などに関し問題点の指摘を受けたことがあるか？			
サプライチェーンにかなり多くの種類の原材料を扱う事業主体が存在する場合、その複雑さが原材料の原産地に関する情報の評価、検証を困難にしていることがある。これには原材料がいくつかの国に運ばれ、いくつかの事業主体によって加工されるといった状況を含む。対策としてはサプライチェーンをマッピングすることにより森林から自社までを概観し理解を深めるようにする。			
国境を跨いだ取引・輸送の場合、その原材料取引の潜在的な違法リスクを高める。違法に伐採された原材料が他国に輸入され、その後の流通経路が複雑化し、その原材料の原産地の合法性が評価も立証もできなくなるという事例は多い。			
家具製品などは通常、複数の部品・部材から構成されていて複雑である。一方、製材などはシンプルである。製品が複雑な原材料構成の場合、それぞれの材料のサプライチェーンについてリスクを評価する必要がある。			
その製品、または部品は異なる樹種や原材料が混じり合ったタイプのものか？ 繊維板（ファイバーボード）、合板、紙・パルプ、集成材などの製品は、複数の供給元による複数の異なる樹種の原材料を用いて製造されることがある。原材料が複雑な製品、部品については、それぞれのサプライチェーンについてリスクを評価する必要がある。			
製品に使用された全ての原材料や樹種は、明確に特定され報告されているか？製品に含まれる樹種や原材料の種類は肉眼で見分けることが可能か？製品に使用された原材料や樹種は、価格の安い、しかし違法リスクの高い原産地の原材料や樹種に置き換えることが可能か？ 例えば欧州産や米国産のナラ（オーク）と記載されているものが、実際は極東ロシア産のナラ（オーク）である可能性が否定できない場合、これについては検証・評価が必要である。これは検証が困難な大きなリスクとなり、顕微鏡検査や同位体分析などが必要となる。			
樹種や投入原材料についての情報は一貫性があり現実的なものか？製品の製造に用いられた樹種や投入原材料がはっきり、明白に特定できるかを評価しなければならない。報告されている樹種の構成や原産地の情報が現実的で、検証可能な書類によって裏付けされているかを評価しなければならない。			

Trade and transport　取引と輸送

12	Legal right to operate 事業認可	12.1	サプライヤーは合法的に事業登録され、林産物の生産に関わる営業・操業許可などを得ているか？	
13	Trade and transport 取引と輸送	13.1	林産物の加工、輸送、及び取引に関連する税金、ロイヤルティ、諸費用など全ての支払い義務が果たされているか？	
		13.2	製品は、販売書類や税関申告書、その他法律で要求される書類上で、樹種、品質、数量など正しく分類されているか？	
		13.3	製品または原材料は取引経路で「タックスヘイブン」として知られる国を通過しているか？また何らかの移転価格税制に関わる不正操作の兆候はないか？	
		13.4	必要とされる輸出許可、輸入許可は入手できていて、且つ正しく記入されているか？	

Risk Summary［リスク総括表］

The table below summarises ONLY sub-categories where 'specified' risk was identified. It also identifies where risk is already mitigated by other control factors or where risk mitigation is required/ not yet in place.

Risk Sub-Category リスク　サブ・カテゴリー
EXAMPLE 1: 12.1 Are facilities in the supply chain processing material from unknown sources or sources with high risk of illegal logging? 例１：サブ・カテゴリー 12.1：サプライチェーンの中の加工施設は出処不詳の、あるいは違法伐採のリスクの高い材料も加工しているか？
EXAMPLE 2: 13.3 Have the products or material been traded through countries known as 'tax havens'? 例２：サブ・カテゴリー 13.3：その製品は取引の過程でタックスヘイブンとして知られる国を通過しているか？

NOTE: If risks are detected as part of the risk identification step, specified risk is recorded and risk specification and/or risk mitigation is required.
注）リスク確認の段階でリスクが検出された場合は、リスクが存在する旨記録し、リスクの特定作業を行うか、あるいはリスク緩和措置を取ることが必要である。

サプライヤーは適切で有効な事業認可や事業登録を有していなければならない。サプライヤーは林産品に関する商業活動について合法的な許認可を受けていなければならない。			
法に則った税金等の支払いに関する証憑書類がなくてはならない。これには付加価値税 (VAT) 及び物品サービス税（GST) を含む。			
原材料や製品がその樹種、品質や数量に関し誤ったあるいは虚偽の申告の下で取引されるリスクを考慮し、どの程度の場合に原材料や製品を違法品と考えるかの基準が設けられなければならない。 これにはロイヤルティーや税金の支払いを免れるために虚偽の等級での申告が行われる場合や、地方政府や国、あるいは国際機関により特定の製品のタイプや樹種の取引が禁じられているような場合に虚偽の申告がなされるといったケースを含む。これは主に CPI 指数が 50 以下の高いレベルの腐敗が認識されている国々での問題である。			
伐採国での所定の税金や支払金を免れるために、租税回避地とも呼ばれるいわゆるタックスヘイブンに設立された関連会社との外国間取引に人為的な移転価格を組み合わせるというのは良く知られた方法である。これは伐採事業に関連する贈収賄等の原資を捻出するための行為と捉えられ、多くの国で移転価格と外国間取引を規制する法令の整備が進んでいる。 製品が市場価格よりも著しく安い価格で伐採国外の取引業者に売られ、サプライチェーンの次の段階へ市場価格で売られているようなときは、不正な税金操作の明白な証拠となる。通常、最初の段階で製品がそのような取引業者に物理的に引き渡されることはないためである。			
輸出入ライセンスや製品の品目・等級（品目コード・数量・品質・樹種など）や植物検疫をカバーする税関関連法令と照合して検証する。			

本表にはリスクが確認されたサブ・カテゴリーについてのみ記載する。またそのリスクが他の制御策によって既に緩和されたか、あるいはまだリスクはあり緩和策が必要とされるのかも確認する。

Risk Description リスクの記述	Control Factors / Mitigation Required リスク制御ファクター / リスク緩和措置の要否	Risk Conclusion (Low risk or Specified Risk) リスクの結論（「低リスク」、あるいは「リスク有」）	Recommended Risk Mitigation Actions 推奨されるリスク緩和策
Yes, both the direct supplier (Furniture Factory Ltd) and Tier 2 supplier (Sawmill Pty) process material from high risk sources in the same facility as low risk sources for this supply chain. 該当する；主サプライヤー（家具工場）も 2 次サプライヤー（製材所）ともに高リスクの供給元からの原材料を当社向けサプライチェーン用のものと同じ施設内で加工している。	All suppliers in the supply chain hold valid Chain of Custody certification, and supply only certified products included within their certificate scope. This mitigates the risk that high risk materials are mixed with material inputs. 当社向けサプライチェーンにおける全てのサプライヤーが有効な CoC 認証を取得していて認証対象範囲で適切に認証製品のみを供給している。これは高リスクの品物が混入するリスクを緩和している。	Low Risk 低リスク	N/A 該当せず
Yes, the products are traded through two related sister-companies, one of which is located in a known tax haven. 該当する；その製品は二つの姉妹会社通して取引されていて、そのうち一つはよく知られたタックスヘイブンに拠点を置いている。	No control factors apply. Risk mitigation is required. リスク制御ファクターは用いられていない。リスク緩和が必要である。	Specified Risk リスク有	- Collection of additional documents - Conduct Isotope testing - Conduct On-site Audit - Cease sourcing ・追加の書類収集 ・同位体分析の実施 ・現地監査の実施 ・調達の中止

木材デューディリジェンス・ガイダンス 実践編 第一版

2019年12月発行

第12期早稲田大W-BRIDGEプロジェクト
「森林減少ゼロに寄与するサプライチェーン管理と
持続可能性に配慮した原料調達の促進」
九州大学熱帯農学研究センター
国際環境NGO FoE Japan

発行

国際環境 NGO **FoE Japan**

〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9
tel: 03-6909-5983　　fax: 03-6909-5986
email: info@foejapan.org

本資料は早稲田大学環境総合研究センターW-BRIDGEプロジェクトの助成をいただいて制作しました。

木の流れから、未来をつくる。
FAIRWOOD PARTNERS
フェアウッド・パートナーズ

お問い合わせはこちら

FoE Japan 国際環境 NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9
tel: 03-6909-5983　　fax: 03-6909-5986
email: info@foejapan.org

2019年12月発行

本資料は早稲田大学環境総合研究センター W-BRIDGE プロジェクトの助成をいただいて制作しました。

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C004543